



令和8年度版

放課後児童クラブのしおり

利用開始までに必ずお読みください。

退会まで大切に保管してください。

《 お問い合わせ先 》

〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373-1
三豊市子育て支援課(三豊市役所3階)
放課後児童クラブ担当

TEL:0875-73-3016

FAX:0875-73-3023

E-Mail:kosodate@city.mitoyo.lg.jp



目次

1. 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブとは / 支援方針 / 支援内容 / 開設時間 / 休室日
……………1ページ

送迎 / 欠席する場合 / 持参物 / お弁当・おやつ / スポーツ安全保険について / その他
……………2ページ

2. 児童クラブ保育料について

保育料一覧表 / 保育料の納入方法 / 保育料の滞納について / 保育料の減免について
……………3ページ

3. 児童クラブ各種届出について

利用変更届 / 利用中止届 / 保育料減免申請書 / 保育料の還付について
……………4ページ

4. 児童クラブ非常災害時の対応について

警報等が出たとき / インフルエンザ・感染症等 / 火災・地震等の発生時
……………5ページ

三豊市放課後児童クラブ実施施設一覧

……………6ページ

1. 放課後児童クラブについて

◆ 放課後児童クラブとは

三豊市放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)は、保護者が就労等(病気療養及び産前・産後期間を含む)により昼間家庭にいない、または保育が困難である三豊市内の小学校に就学している児童を対象に、放課後や長期休業日(春休み・夏休み・冬休み)等に、適切な遊び及び家庭に代わる生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

◆ 支援方針

児童の健康と安全の確保に努め、情緒の安定を図ります。
また、遊びの活動を通じて、積極性・自主性・社会性及び創造性を育み、児童の健全育成に必要な支援を行います。

◆ 支援内容

学校等と連携を図り、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供します。
また、保護者とも連携しながら子どもの育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援します。

◆ 開設時間

月曜日～土曜日(祝日、年末年始等を除く)

○ 小学校登校日: 放課後 ～ 午後6時30分

○ 土曜日・長期休業日・振替休業日: 午前7時30分 ～ 午後6時30分

・放課後児童クラブを利用できるのは、就労等により保護者が児童を保育できない場合に限り、早めのお迎えをお願いします。

・長期休業日のみ利用の場合でも、始業式・終業式及び修了式実施日は長期休業日に含まれるため、利用可能です。
ただし、長期休業日以外の土曜日や授業参観等が行われた際の振替休業日は利用できませんので、ご注意ください。

・土曜日は、希望保育です。
利用できるのは、就労等により保護者が児童を保育できない場合のみです。
利用する場合は、利用希望日の1週間前までに申請が必要です。

・4月1日から受入れを開始します。 新1年生についても、受入れ可能です。

・6年生については、原則として卒業式までの利用となります。

◆ 休室日

・日曜日及び祝日

・年末年始(12月29日～翌年1月3日)

・災害発生時及び感染症等による学校の臨時休業日

・その他休室を必要とする日

※警報発令時、災害発生時、感染症等による学校の臨時休業日の対応については、5ページの「児童クラブ非常災害時の対応について」のとおりとします。

◆ 送迎

- ・原則として保護者による送迎が必要です。
児童の様子や連絡事項をお伝えする場合がありますので、必ず保護者の方が児童クラブまでお迎えをお願いします。
- ・特別警報や避難指示が出た場合など、緊急時は早めのお迎えをお願いすることがあります。

◆ 欠席する場合

- ・欠席される場合は、前日までに児童クラブへご連絡ください。
- ・前日までに連絡ができない場合は、当日速やかに電話またはメールでご連絡をお願いします。

◆ 持参物

- ・持ち物については、児童クラブへ直接お問い合わせください。
- ・どんなに小さな持ち物にも、必ず名前を書いてください。

◆ お弁当・おやつ

- ・土曜日や長期休業日等、給食がない日は、お弁当とお茶(大きめの水筒)を持たせてください。
- ・児童本人が現金を持って食料品などを購入することは、禁止しています。
- ・おやつは、児童クラブで用意します。

◆ スポーツ安全保険について

- ・保険料は、年額800円(A1区分に加入)です。
- ・入会申請時の「スポーツ安全保険加入意思表示書」で、「加入します」にチェックされた方が対象となります。
- ・保険料は、利用初月の保育料とあわせて引き落としとなります。
詳しくは、同封の「スポーツ安全保険のしおり」をご確認ください。
- ・クラブ活動中に外出する場合は、スポーツ安全保険の適用外となります。

◆ その他

- ・必要のないお金やおもちゃ、ゲーム機などは、持たせないでください。
- ・宿題の指導は、ご家庭でお願いします。
- ・児童の体調や心配なことがある場合は、必ず事前に児童クラブへご連絡ください。
- ・活動中の様子を撮影した写真を、市のホームページや広報誌等に掲載することがあります。
掲載を希望されない場合は、支援員までお知らせください。
- ・虚偽の申請により入会していることが判明した場合は、直ちに入会承認を取り消します。

2. 児童クラブ保育料について

保 育 料 一 覧 表

区 分		長期休業日	児童一人当たりの 保育料（月額）
年間を通して 利用する場合 （通年）	1か月	毎月（8月以外）	3,000円
		8月のみ	6,000円
長期休業日のみ 利用する場合 （長期）	春休み（4月）		令和8年4月1日 ～ 令和8年4月6日 2,000円
	夏休み（7月）		令和8年7月18日 ～ 令和8年7月31日 2,000円
	夏休み（8月）		令和8年8月1日 ～ 令和8年8月31日 6,000円
	冬休み（12月～1月）		令和8年12月25日 ～ 令和9年1月7日 2,000円 （納入月は12月のみ）
	春休み（3月）		令和9年3月25日 ～ 令和9年3月31日 2,000円

※保育料は月額制です。

利用しない月があっても、期日までに、利用変更届または利用中止届(書面)の提出がない場合は、在籍期間中の保育料が発生します。

◆ 保育料の納付方法

- ・保育料は、口座振替により納付していただきます。
- ・金融機関で口座振替の申込手続きを行ってください。
- ・前年度から継続利用される場合で、振替口座に変更がない場合は、申込手続きは不要です。
- ・新1年生及び初めて児童クラブを利用する場合は、必ず口座振替の手続きを行ってください。継続利用のきょうだいは別に、個々の登録が必要です。
- ・口座振替日は、毎月25日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)です。
- ・口座振替不能の場合は、後日納付書を郵送しますので、記載された納期限までに納付してください。

◆ 保育料の滞納について

- ・保育料の滞納が続いた場合は、入会承認を取り消すことがあります。

◆ 保育料の減免について

- ・保育料の減免を希望される場合は、期限までに「放課後児童クラブ保育料減免申請書」の提出が必要です。
- ・前年度からの継続利用であっても、申請書は毎年度提出してください。

減免対象者	提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給世帯 ・児童扶養手当受給者 ・就学援助費受給者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料減免申請書 ・各種証明書の写し

※減免対象とならない場合もありますので、詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。

3. 児童クラブ各種届出について

お電話や児童クラブでの口頭による変更は受付できません。
必ず、子育て支援課または各支所窓口にて、所定の届出書を提出してください。

◆ 利用期間(区分)の変更・利用中止の届出について

- ・届出が遅れた場合、実際に利用していない期間があっても保育料が発生し、還付はできません。
- ・利用内容の変更や中止が必要になった場合は、できるだけ早めに届出をお願いします。

届出内容	届出種類	届出時期等
≪利用期間の変更≫ ・1か月間休む ・春休み(夏休み・冬休み)だけ利用をやめる ・申込していなかった期間を利用する など	利用変更届	(通年) 変更する月の前月末まで (長期) 変更する長期休業期間の開始前日まで
≪利用区分の変更≫ ・通年(平日利用) ⇔ 長期休業日利用		
≪保護者の就労に関する変更≫ ・就労先 ・就労時間の変更 ◆添付書類: 就労証明書		変更が決まり次第、速やかに
≪入会クラブの変更≫ ・住所変更により、校区が変更になった場合		
≪利用中止≫ ・保護者が退職した ・家庭保育が可能になった ・市外へ転出(転校)する など		
≪保護者の就労に関する変更≫ ・保護者の就労先が変更になった ・保護者の就労時間が変更になった ・保護者の雇用期間が延長になった など	就労証明書 就労予定書	変更が決まり次第、速やかに ※就労証明書における雇用期間が有期であり、かつ雇用契約満了後の更新欄が「無」または「未定」の場合は、利用承認期間は雇用期間に準じます。
≪保育料の減免を受ける≫ ・生活保護受給世帯 ・児童扶養手当受給者 など ◆添付書類: 各種証明書の写し	保育料 減免申請書 ※毎年度申請必要	申請書提出月から保育料へ適用
・就学援助費受給者 ◆添付書類: 就学援助費支給計画額通知書		① 通知書発行日から30日以内の提出 → 就学援助費認定期間の適用月から 保育料へ適用 ② 通知書発行日から30日を経過しての提出 → 減免申請書提出月から保育料へ適用

◆ 保育料の還付について

利用中止届を提出し、月の途中で利用を中止した場合は、利用日数に応じて保育料を還付します。
ただし、届出月をさかのぼっての還付はできません。

(例) 6月15日に利用中止届を提出し、6月は2日間利用した場合

$$\text{還付する保育料} = \frac{\text{開所日数 (22日)} - \text{利用日数 (2日)}}{\text{開所日数 (22日)}} \times \text{保育料 (3,000円)} \div 2,700円$$

(100円未満切捨)

4. 児童クラブ非常災害時の対応について

◆ 警報発令時等の対応…平日(小学校登校日)

・小学校の対応にあわせて、放課後児童クラブも対応します。

※ただし、放課後児童クラブ開室後は、土曜日・長期休業日等と同様の対応となります。

	小学校	放課後児童クラブ
登校前	警報解除等により通常授業(給食あり)	通常開室
	警報解除等により午前中授業(給食なし)	11時30分開室(昼食持参)
	警報継続のため臨時休業	休室
登校後	警報発令または天候悪化により、 警報発令予測のため学校待機(学校から お迎え依頼)または下校となった場合	通常開室時間までは学校待機 ※学校からお迎え依頼、または下校となった場合は、 基本的に休室
放課後児童 クラブ開室後		土曜日・長期休業日等と同様の対応 ※高齢者等避難、避難指示、特別警報等発令時は 休室(お迎え依頼)
前日	熱中症特別警戒アラートが発表され、 翌日の小学校が臨時休業	休室

◆ 警報発令時等の対応…土曜日・長期休業日・振替休日

・放課後児童クラブ独自の対応を行います。

※警報が発令されただけでは閉室(休室)とはなりません。

以下のいずれかの気象情報等が発令された場合、放課後児童クラブを閉室(休室)します。

- ① 高齢者等避難(所在地域)
- ② 避難指示(所在地域)
- ③ 大雨・暴風・大雪・暴風雪特別警報(市内全域)
- ④ 高潮特別警報(詫間・仁尾・三野の放課後児童クラブに限る)
- ⑤ 波浪特別警報(詫間・仁尾の放課後児童クラブに限る)

	状況	放課後児童クラブ
開室前	午前6時までに解除	通常開室
	午前7時30分までに解除	午前7時30分以降、順次受入
	午前7時30分以降も継続	休室
開室後	①～⑤が発令(該当クラブ)	休室(お迎え依頼)
前日	熱中症特別警戒アラートが発表	通常開室

※家庭保育や早めのお迎えが可能な場合は、ご協力をお願いします。

◆ インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症への対応について

小学校が早期下校・学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖を行った場合、放課後児童クラブもその学級・学年・学校の児童の受入れはできません。その場合は、自宅待機となります。

◆ 火災・地震等の災害発生時の対応について ※状況によって、個別地域での対応をすることがあります。

火災や地震等が発生した場合は、児童の安全を確保した後、保護者へ連絡し、児童の引き渡しを行います。そのため、緊急連絡が可能な連絡先を各放課後児童クラブに必ずお伝えください。

三豊市 放課後児童クラブ施設一覧

令和8年4月1日

	地区	名称	小学校区	実施施設名	所在	電話番号	運営事業者
1	高瀬	麻放課後児童クラブ	麻小	麻小学校内	三豊市高瀬町上麻3868	090-7145-3740	NPO法人たけのこキッズ
2		二ノ宮放課後児童クラブ	二ノ宮小	高瀬町公民館二ノ宮分館内	三豊市高瀬町佐股甲3343-4	080-4331-3437	NPO法人スポキッズ
3		勝間放課後児童クラブ	勝間小	高瀬町公民館勝間分館内	三豊市高瀬町下勝間350-2	080-4331-3449	NPO法人スポキッズ
4		上高瀬放課後児童クラブ	上高瀬小	上高瀬小学校内	三豊市高瀬町上高瀬783-2	080-4331-3451	NPO法人スポキッズ
5		比地二放課後児童クラブ	比地小	比地小学校内	三豊市高瀬町比地93-1	080-4331-3463	NPO法人スポキッズ
6	山本	うりぼうキッズ山本	山本小	山本小学校内	三豊市山本町大野6-1	070-4176-3883	穴吹エンタープライズ株式会社
7	三野	大見放課後児童クラブ	大見小	三野町はつらつセンター内 大見小学校内	三豊市三野町大見甲3034-1	090-5719-5747	NPO法人チャイルドハウスみとよ
8		下高瀬放課後児童クラブ	下高瀬小	チャイルドハウスみとよ	三豊市三野町下高瀬1526-2	080-2996-7978 0875-73-4635	NPO法人チャイルドハウスみとよ
9		吉津放課後児童クラブ	吉津小	吉津小学校内	三豊市三野町吉津乙1485	090-8979-8586	NPO法人チャイルドハウスみとよ
10	豊中	豊中放課後児童クラブ	豊中小	豊中小学校内	三豊市豊中町笠田竹田393-1	080-6776-6075	株式会社明日葉
11	詫間	うらしまキッズ松崎	松崎小	松崎小学校内	三豊市詫間町松崎722	080-2990-3910	NPO法人すくすく
12		うらしまキッズ詫間	詫間小	詫間小学校内	三豊市詫間町詫間2158	080-1999-5296	穴吹エンタープライズ株式会社
13	仁尾	仁尾放課後児童クラブ	仁尾小 曾保小	仁尾小学校内	三豊市仁尾町仁尾丙1736	080-4331-3464	NPO法人スポキッズ
14	財田	財田放課後児童クラブ	財田小	財田町B&Gテニス管理棟内	三豊市財田町財田上2361-1	080-4331-3472	NPO法人スポキッズ